

京都府観光復興支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府観光復興支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、補助金等交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害救助法適用県 京都府を除く平成30年7月豪雨に際して災害救助法（平成22年法律第118号）の適用を受けた県
- (2) 周遊旅行 平成30年8月31日（金）から平成30年11月30日（金）までに、京都府（京都市除く）及び災害救助法適用県において、合計二泊以上の連続した宿泊を伴う旅行
- (3) 企画旅行 旅行業法第3条の登録を受けたもの（以下「旅行者」という。）が、目的地・日程・交通手段・宿泊先などをあらかじめ設定し、広告等によって不特定多数の参加者を募集して実施する旅行、及び旅行者が、旅行者の依頼に応じて、目的地・日程・交通手段・宿泊などを提案し、実施する旅行
- (4) 宿泊施設 旅館業法第3条の許可を受けた施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く）
- (5) 宿泊代金 宿泊施設に宿泊するための代金（宿泊に伴い宿泊施設から提供される飲食サービスに対する対価を含む。）
- (6) 定価 補助金を利用しない場合の価格

(交付目的)

第3条 補助金は、国が交付する「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金」を活用し、平成30年7月豪雨による風評被害の影響を排除し、観光再生を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第4条 京都府は、前条の目的に資するため、補助金の交付の対象となる旅行者及び宿泊施設（以下「申請者」という。）が申請する別表に掲げる補助対象に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者等)

第5条 補助金の対象となる者は、旅行者及び宿泊施設のうち、日本において口座を開設している者とし、補助金の交付は日本において開設されている口座への振り込みによるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金交付の対象となる宿泊は、平成30年8月28日（火）以降に宿泊予約がなされ、平成30年8月31日（金）から平成30年11月30日（金）までになされた宿泊とする。ただし、予算の執行状況に応じ、対象期間を短縮及び延長することができる。

(交付申請の時期等)

第7条 周遊旅行に係る補助金の申請は、補助対象となる周遊旅行の全行程が終了したときから20日以内又は平成30年12月7日（金）のいずれか早い日（原本必着）までに、申請者が行わなければならない。

- 2 申請者は、別表に定める書類を持ち込み又は郵送で京都府知事あて提出しなければならない。
- 3 別表に定める書類の提出先は、京都府がその運営を委託する事務局とする。

4 使用言語は日本語とする。

(交付決定の時期)

第8条 京都府知事は、第7条に定める書類を受付したときから20日以内に補助金の交付決定を行うものとする。

(実績報告の時期等)

第9条 京都府知事が、第8条に定める交付決定を行ったときは、補助金の交付に係る申請書に添付された事業結果に関する書類の提出により実績報告の提出があったものとみなす。

(額の確定の時期)

第10条 京都府知事は、第9条に定める実績報告書を受付したときから20日以内に補助金の額の確定を行うものとする。

(補助金支払いの時期)

第11条 京都府知事は、第10条に定める通知を行ったときから20日以内又は平成30年12月28日(金)のいずれか早い日に、申請者の口座に補助金を振り込むこととする。

(補助金の交付条件)

第12条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及び本要領の規定に従うこと。
- (2) 周遊旅行(企画旅行を実施する場合)に係る補助金の申請者が、企画旅行募集の広告を行う場合には、補助金を利用し、定価を下回る価格で販売している旨、記載すること。
- (3) 周遊旅行に係る補助金の申請者は、事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。
- (4) 周遊旅行に係る補助金の申請者は、事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間、これらを保管しておくこと。

(雑則)

第13条 規則及びこの要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、京都府知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年8月28日から施行する。

別表（第4条関係）

	区分	補助対象	補助金の申請者	補助額及び補助額の上限	提出書類
周遊旅行	旅行者が企画旅行に参加し、宿泊施設が割引料金で販売した場合	周遊旅行における宿泊代金のうち、京都府内（京都市除く）においてなされた宿泊代金（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定	宿泊施設	補助額：府内宿泊施設が事前に割引した宿泊代金相当額 補助額の上限：一人泊当たり 4,000 円	1 申請書兼実績報告書（様式1） 2 販売実績報告書（様式2） 3 行程がわかる書類（パンフレット写し等）
	旅行者が企画旅行に参加し、宿泊施設が割引料金で販売していない場合	する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）	旅行者	補助額：一人泊当たり に要した宿泊代金 補助額の上限：一人泊当たり 4,000 円	1 申請書兼実績報告書（様式3） 2 個人情報同意書（様式4） 3 宿泊証明書（様式5） 4 行程表（様式6） 5 宿泊に係る領収書（原本） 6 他県での宿泊証明書（写し）
	旅行者が手配旅行に参加し、宿泊施設が割引料金で販売していない場合及び旅行者が、宿泊施設に直接予約し、宿泊施設が割引料金で販売していない場合			補助額：一人泊当たり に要した宿泊代金 補助額の上限：一人泊当たり 4,000 円	